

検察庁法の一部改正法案と同趣旨の法案の再提出に強く反対するとともに検事長の勤務延長に関する閣議決定の撤回を強く求める会長声明

2020年（令和2年）12月21日

兵庫県弁護士会

会長 友廣 隆 宣

1 政府が第201回通常国会に上程した検察庁法の一部改正法案について、当会は、2020年5月18日付各会長声明において、同改正法案は、内閣ないし法務大臣の裁量により検察官の役職延長や勤務延長が行われることを可能とする内容（「特例措置」）を含むため、不偏不党を貫いた職務遂行が求められる検察の独立性が侵害される結果を招来し、「準司法官」である検察官の政治的中立性を脅かし、ひいては憲法の基本原則である三権分立を揺るがすおそれがあるものとして、当該法案部分は削除されるべきであると指摘した。

そして、一部改正法案については、国民世論からの強い批判があり、日本弁護士連合会、当会を含む全国52のすべての単位弁護士会による反対の意見表明がなされたほか、検察OBからも反対意見が寄せられるなどの状況のもと、廃案となった。

2 しかしながら、報道によれば、菅義偉内閣は、廃案となった一部改正法案について、2021年1月招集の通常国会に再提出する予定で調整を進めているとのことである。

現時点では、いかなる法案が再提出されるのか詳細は不明であるものの、一部改正法案の上記「特例措置」と同趣旨を内容として含むものであるとすれば、上記の理由から、当会は、再提出につき、強く反対の意を表明するものである。

3 さらには、問題の発端となった2020年1月31日付の東京高等検察庁検事長の勤務延長を認めた閣議決定については、当会の同年3月25日付会長声明において指摘したとおり、検察官に定年延長は一切ないと解釈されるべき検察庁法に違背するほか、法治主義の原則や検察の独立性の維持、刑事司法制度への国民の信頼確保の観点からも極めて重大な問題があり、速やかに撤回されるべきことに変わりはない。

4 よって、当会は、政府に対し、一部改正法案と同趣旨の法案の再提出に強く反対するとともに、国家公務員法の定年後勤務延長規定が検察官にも適用されるとした上記閣議決定の撤回を強く求める。